

令和元年第5回農業委員会総会議事録

令和元年5月8日
宮崎市農業委員会

1. 日 時 令和元年5月8日(水)

午後3時0分開会

2. 場 所 第四庁舎9階会議室

3. 付議事件

[議 案]

議案第27号 農地法第3条許可について

議案第28号 農地法第4条許可について

議案第29号 農地法第5条許可に係る事業計画変更について

議案第30号 農地法第5条許可について

議案第31号 非農地証明について

議案第32号 農用地利用集積計画の決定について

[報 告]

報告第27号 専決処分の報告について(農地法第4条第1項第7号)

報告第28号 専決処分の報告について(農地法第5条第1項第6号)

報告第29号 専決処分の報告について(農地法第4条第1項本文)

報告第30号 専決処分の報告について(農地法第5条第1項本文)

報告第31号 申請の取り下げ・許可書等の返戻について

報告第32号 相続等による権利移動について(農地法第3条の3)

4. 出席委員

1 番	日 高 隆 志	2 番	岡 武 義	3 番	久保田 章 生
4 番	井 野 義 美	5 番	鬼 塚 健 太	6 番	川 越 定 光
7 番	松 元 明 彦	8 番	川 崎 和 久	9 番	松 田 実
10 番	長 友 紘 子	11 番	川 崎 正 信	12 番	川 越 正 彦
13 番	茜ヶ久保 加 代	14 番	持 原 義 信	16 番	片 上 英 行
17 番	比惠島 章 之	18 番	川 越 達 也	19 番	秋 山 広 美
20 番	前 田 峰 子	21 番	中 村 和 寛	22 番	外 蘭 香
23 番	井 田 勝 美	24 番	小 玉 利 光		

5. 欠席委員

15 番 小 倉 俊 博


6. 事務局出席者

局長	日高国弘	農地調整係長	稗苗茂樹
次長	西領敏一	農地調整係主任主事	山之上智美
次長補佐兼総務係長	小谷健二	農地調整係主任主事	押川恭範
総務係主任技師	崎原友子		
総務係主事	平下拓実		
総務係主事	石橋里彩		

7. 市長部局出席者

なし

署名委員

議長 松田美 

委員 日高隆志 

委員 井田勝美 

午後 3 時 0 分開会

○議長（松田） これより令和元年第 5 回宮崎市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、15 番小倉俊博委員から欠席の届出がありました。定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

それでは、まず、本日の議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名委員は、1 番日高隆志委員、23 番井田勝美委員を指名いたします。

それでは、日程第 2、議案審議ですが、議案全般につきまして、事務局次長に説明をいたさせます。

○事務局（西領） 本日の日程でございますが、お手元に総会会期及び議事日程等を配付させていただいております。こちらをごらんください。

議案につきましては、特別な事情がない限り、これまでどおり 1 ページごとの審議をお願いしたいと考えております。

それでは、提出議案につきまして御説明いたします。

議案書表紙の裏面をごらんください。本日は 6 議案の御審議をお願いしております。

まず、議案第 27 号農地法第 3 条許可については 20 件、議案第 28 号農地法第 4 条許可については 2 件、議案第 29 号農地法第 5 条許可に係る事業計画変更については 4 件、議案第 30 号農地法第 5 条許可については 31 件、議案第 31 号非農地証明については 4 件、議案第 32 号農用地利用集積計画の決定については 47 件、以上、審議件数は 108 件となっております。

なお、農地法第 3 条及び農用地利用集積計画による担い手への農地集積面積は、14 万 1,123.30 平方メートルでございます。そのうち、委員のかかわりによる農地集積面積は、13 万 9,162.30 平方メートルでございます。

説明は以上でございます。御審議方よろしく願いいたします。

○議長（松田） これより議案審議に入ります。

議案第 27 号農地法第 3 条許可について、1 ページを議題とします。

○事務局（押川） 農地法第 3 条許可について説明いたします。

農地法第 3 条許可の審議につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する許可基準に合致するかどうかを審査しています。今回、係る基準を充足すると認められた

案件につきまして申請を受理し、議案として上程しております。

なお、認定農業者が受人となっている案件については、その旨を備考欄に記載しております。

今回、2人の認定農業者が基盤強化促進法ではなく、3条申請となりました。1ページの78番、5ページの91番が該当しますが、2つとも申請者が基盤強化法と3条申請の申請方法や許可の時期等を勘案の上検討し、3条申請を選択した案件となっております。

それでは、主な案件について説明いたします。

1ページの番号79番と80番をごらんください。関連がありますので、あわせて説明いたします。

本案件は新規就農者による申請です。受人はこれまでも祖父母や父の農作業を手伝っておりましたが、父が高齢となったことから、農業経営を受け継ぎ、あわせて親戚から贈与を受けることになったため、本申請に至ったものです。受人の耕作面積がゼロ平方メートルとなっておりますが、今回の2件の申請で受人の総経営面積が5,780平方メートルとなり、法第3条の農地の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程しております。

また、本案件と同様に、新規就農者で、親から農業を受け継ぐための申請で、本申請により総経営面積が5,000平方メートルを超える案件は、2ページの番号81、82がございます。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、2ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、3ページから4ページの88番までを議題とします。

○事務局(押川) 番号87と88をごらんください。関連がありますので、あわせて説明いたします。

本案件は新規就農法人による申請です。受人は生花販売などを営む法人です。渡人は、当該法人の代表者の両親で農業を営んでおりましたが、高齢になり管理が困難になったことから、受人が生花販売を主要事業としていることもあり、法人として農地を借り受け、農業を行うよう計画し、本申請に至りました。

なお、本申請は、解除条件付で農地を賃貸借する申請です。通常、法人が農地を買ったり借りたりする場合、農地所有適格法人としてさまざまな要件を満たさなければいけません。ただし、農地所有適格法人でなくても例外的に農地を借りる許可を出す規定があり、その場合、農地を適正に利用しない場合はすぐに賃借契約を解除して農地を返却する、などの条件つきでの許可となります。

この解除条件付賃借許可の場合、下限面積要件等に加え、契約解除についての条件が契約書に書かれていることや、地域での役割分担を担うこと、役員などに1名以上農作業に常時従事する者がいること、などの要件があります。

受人の耕作面積はゼロ平方メートルとなっておりますが、今回の申請で受人の総経営面積が5,446平方メートルとなり、地域での役割分担として、地元土地改良区の取り決めを遵守し農業を営むよう確約しており、法第3条の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程させていただいております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長(松田) 事務局の説明は以上のおりですが、御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、4ページから5ページの90番までを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、5ページから6ページの95番までを議題とします。

○事務局(押川) 番号92をごらんください。

本案件は新規就農者による申請です。受人は、平成23年から妻の実家である農業法人で施設キュウリの栽培などに従事しており、今般、妻の祖父から20アールのハウスつきの農地を借り受け、自営により営農を開始するよう計画し、本申請に至りました。

なお、受人の本申請後の総経営面積は、3,988平方メートルで5,000平方メートルを下回っておりますが、集約的農業20アール以上に該当しており、法第3条の農地の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程しております。

以上、御審議方よろしくお願ひします。

○議長(松田) 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、6ページを議題とします。

○事務局（押川） 番号 96 をごらんください。

本案件は、死亡した者の名義となっている農地について、3名いる相続人のうち1名が、残りの2名の持分を使用貸借するという内容の申請です。農地1筆全部について、受人1人のみが耕作する権利を得ることから、申請を受理し、議案として上程しております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

議案第28号農地法第4条許可について、7ページを議題とします。

○事務局（山之上） 農地法第4条許可について説明いたします。

農地法第4条許可につきましては、法第4条第2項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性等に適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断し、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しております。

なお、番号21につきまして、始末書付の案件となっておりますが、これは農地法の許可を得ずに申請地を農家住宅の一部として利用していたことから、追認申請に及んだものです。立地基準・一般基準を満たしていることから、議案として上程しております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第 29 号農地法第 5 条許可に係る事業計画変更について、8 ページを議題とします。

○事務局（山之上） 事業計画変更につきましては、農地法関係事務処理要領により、転用許可後に、転用事業者が、転用目的の変更を希望した場合、また転用事業者にかわって、転用を希望する者があるときには、事業計画変更申請を行わせ、変更の承認について審査することとされています。

計画変更の承認に当たっては、変更後の周辺農地への影響や事業の実現可能性等が、変更前と比較して同程度であるか、変更後の事業も転用許可基準により許可相当と認められるかについて審査しています。

それでは、番号 6 をごらんください。

申請人は、宮崎市大字新名爪在住の個人です。本申請につきまして、宮崎市佐土原町西上那珂の農地に一般個人住宅を建築する目的で農地法第 5 条の転用許可申請を行い、昭和 53 年 9 月 2 日に許可を得ております。許可後、一般個人住宅を建設する計画で所有権移転を行いました。転勤により、許可を受けた土地での住宅建築を中断しました。今回、転用実行者を承継人に変更し、変更後の申請においても立地基準・一般基準を満たしていることから、議案として上程したものです。

なお、転用申請については、13 ページの議案第 30 号 88 番で別途議案として上程しております。

9 ページの番号 8、番号 9 につきましても、同様の案件になっており、転用申請については、12 ページの議案第 30 号 86 番、18 ページの議案第 30 号 108 番で別途議案として上程しております。

次に、番号 7 をごらんください。

申請人は、宮崎市大字恒久に本拠を置く土木工事業などを営む法人及び宮崎市新城町に本拠を置く土木工事業などを営む法人 2 社です。本申請は、申請地を宮崎市発注の跡江川河川改修工事の現場事務所などとして一時利用するため、平成 30 年 12 月 18 日付で令和元年 5 月 31 日を期限とし、農地転用の許可を受けましたが、工期が延長となったことから、令和元年 10 月 31 日まで利用期間の延長を申請するものです。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、9ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第30号農地法第5条許可について、10ページから11ページの82番までを議題とします。

○事務局（山之上） 農地法第5条許可について説明いたします。

農地法第5条許可につきましては、法第5条第2項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性等に適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断し、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しております。

それでは、主な案件について説明いたします。

番号79、80、81をごらんください。別々の案件になっておりますが、一体性があり、隣接地のため、あわせて説明させていただきます。

申請人のうち、渡人は宮崎市大字塩路在住の農家など3名、受人は神戸市中央区に本拠を置く太陽光発電事業などを営む法人です。

本日、お手元に「農地法第5条許可資料」を配付しております。1ページに位置図を、2ページに航空写真を、3ページから6ページに計画図を掲載しておりますので、

御参照ください。

申請地は、1 ページの位置図のとおり、宮崎市大字塩路にありますフェニックス自然動物園から南西に約1 キロの場所に位置する土地です。本案件は、申請地を太陽光発電施設として利用するため、申請に及んだものです。申請地の農地区分は、農業公共投資の対象になっていない生産性の低い小集団の農地で「第2種農地」となっております。申請地の周囲は農地と接しておりますが、周囲に高さ15センチ程度の土堰堤を設置し土砂の流出を防止し、雨水は沈砂池を設けた上で自然浸透により処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しております。

番号82をごらんください。

申請人のうち、渡人は宮崎市佐土原町西上那珂在住の農家など2名、受人は宮崎市佐土原町に本拠を置く林業などを行う法人です。

お手元の「農地法第5条許可資料」をごらんください。7 ページに位置図を、8 ページに航空写真を、9 ページに計画図を掲載しておりますので、御参照ください。

7 ページの位置図のとおり、申請地は、宮崎市佐土原町東上那珂にあります宮崎テクノリサーチパークから南西に約1.5 キロの場所に位置する土地です。本案件は、申請地を露天資材置場として利用するため、申請に及んだものです。申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小集団の農地で「第2種農地」です。

8 ページの航空写真をごらんください。申請地の周囲は一部農地と接しておりますが、周囲にブロックを積み土砂の流出を防止し、雨水は地下浸透及び道路側溝に排出することから、周辺農地への影響はないものと思われます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○22 番（外菌委員） 2 ページの79 番、80 番、81 番は、第2種農地との説明でしたが、航空写真を見ると、左側は第1種農地があったと思うのですが、どこ辺が境なのかをお伺いします。

○事務局（押川） 申請地、四角で囲ってあるところの西側の農地については、非農地判断をしているところになりますので、農地ではないということでございます。以上です。

○2番（岡委員） 先月、原野に変わりました。航空写真で見ると、一部境のように見えますが、全部荒廃地で耕作ができなくて、この並びがずっと原野になっています。各農家が非農地判断の通知を受けて、法務局で手続きを行ないました。

○22番（外菌委員） わかりました。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、11 ページを議題とします。

○事務局（山之上） 番号 83 をごらんください。

申請人のうち、渡人・受人ともに宮崎市大字塩路在住で、祖父と孫の関係でございます。申請地は、宮崎市大字塩路にありますフェニックスカントリークラブから南西に約 1 キロの場所に位置する土地です。本案件は、申請地に一般個人住宅を建築したく申請に及んだものです。申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第 1 種農地」となりますが、不許可の例外である「既存施設の拡張」に該当しております。申請地の周囲は一部農地と接しておりますが、周囲にブロックを設け土砂の流出を防止し、雨水は道路側溝へ放流し処理、また生活排水は公共下水道に接続し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われまます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しております。

次に、番号 84 をごらんください。

申請人のうち、渡人は宮崎市南方町在住の農家、受人は熊本市東区に本拠を置く特殊車両のリース業などを営む法人です。申請地は、国道 10 号北バイパス芳士ランプから西に約 150 メートルの場所に位置する土地です。本案件は、農地法の許可を得ずに

申請地を露天資材置場及び露天駐機場として利用していたことから、追認申請に及んだものです。

申請地のうち 320 番 1 は、過去に土地改良事業の対象となっており、「第 1 種農地」と判断されますが、不許可の例外である「第 1 種農地の割合が 3 分の 1 以下での隣接する土地との一体利用する場合」に該当しております。申請地の周囲は直接農地とは接しておらず、雨水は道路側溝に排水し処理することから、周辺の農地への影響はないものと思われます。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しております。

また、その他の案件においても追認案件がございますが、始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、12 ページを議題とします。

○事務局（山之上） 番号 86 をごらんください。

申請人について、渡人・受人ともに宮崎市佐土原町在住の農家で、親子でございます。申請地は、宮崎市佐土原町下那珂にあります J A 宮崎中央育苗センターから東に約 400 メートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地に一般個人住宅を整備したく申請に及んだものです。申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第 1 種農地」となりますが、不許可の例外である「集落接続」に該当しております。申請地の周囲は一部農地と接しておりますが、周囲にブロックを積み土砂の流出を防止し、雨水は道路側溝へ放流、生活排水は浄化槽により処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。

なお、既に土地の造成や倉庫の建設が行われておりますが、始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しております。

なお、同様の「第1種農地」で「集落接続」に該当している案件は、番号88、89がございます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しております。

次に、番号87をごらんください。

申請人について、渡人は宮崎市佐土原町在住の農家2名、受人は宮崎市月見ヶ丘に本拠を置く土木工事業などを営む法人です。申請地は、宮崎市佐土原町下那珂にあります広瀬西小学校から西に約650メートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地を宮崎県発注の亀田川河川災害復旧工事の仮設道路等として利用したく申請に及んだものです。申請地の農地区分は4筆あり、2筆は農振農用地、残りの2筆は周辺農地の広がりから「第1種農地」となりますが、不許可の例外である「一時転用」に該当しております。申請地の周囲は一部農地と接しておりますが、現状のまま利用し、新たな造成は行わず、雨水は自然浸透により処理することから、周辺農地への影響はないものと思われま

す。以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、13ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、14 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、15 ページを議題とします。

○事務局(山之上) 番号 97 をごらんください。

渡人のうち1人が不在者財産管理人となっておりますが、不在者財産管理人とはその名のとおり、行方不明者の財産を管理する人のことで、利害関係人または検察官の請求により家庭裁判所が選任し、家庭裁判所の監督のもと、不在者財産管理人により不在者の財産が管理されます。

本案件においては、申請地のうち大字鏡洲 2204 番口の土地について、登記簿謄本の所有者の欄に名前しか記載されておらず、生年月日や住所などが不明であり、所有者の特定ができなかったことから、家庭裁判所に申し立てが行われ、不在者財産管理人が選任されており、不在者財産管理人と受人の間で農地を売買し、一般個人住宅を建設するという内容の申請となっております。

説明は以上です。

○議長(松田) 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○14 番(持原委員) これは今までにない例だと思います。理解できませんでしたので、どういう内容なのか、もう一度説明を聞かせてください。

○事務局(押川) 説明というのは、不在者財産管理人についてでしょうか。

○14 番(持原委員) はい。

○事務局(押川) 不在者財産管理人というのは、先ほども説明したとおり、行方不明者等の財産を管理するために立てられる方のことで、今回の案件につきましては、

登記簿で調べたところ、名前のみ表示されており、どこの誰かわからないというような土地であったということです。申請人がこの土地で家を建てたかったことから、司法書士に依頼して、その財産を処分するための制度として不在者財産管理人の制度を利用して今回売買を行い、農地法の申請を行ったという流れになっております。

○14番（持原委員） 不在者財産管理人の方は、不在者とは全然関係ない方ですか。

○事務局（押川） この方は司法書士の方になります。

○14番（持原委員） 家を建てる方は、地権者と何も関係はないのでしょうか。

○事務局（押川） 全く関係はございません。

○14番（持原委員） わかりました。

○16番（片上委員） 今の関連でございしますが、売買価格資料には、97番の2203番1が坪当たり1万1,000円と載っていますが、2204番口は載っていません。どこかに載っていますか。

○事務局（押川） 売買価格につきましては、外1筆ということで、2筆の合計金額が申請書に記載されております。

○16番（片上委員） わかりました。ありがとうございます。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、16ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、17 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、18 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第 31 号非農地証明について、19 ページを議題とします。

○事務局(稗苗) 議案第 31 号非農地証明について説明いたします。

この非農地証明につきましては、登記簿の地目が農地または農地台帳に登載されている農地で、現況が非農地化していることを証明するものです。

非農地化の事由として、主に、昭和 27 年の農地法施行以前から農地以外の土地であること、10 年以上耕作放棄され将来的にも農地としての利用が困難な土地、周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても利用することができないと見込まれる場合があります。

それでは、4 件の案件について御説明いたします。

申請番号 8、10 は、登記簿地目が畑であります。現況は 10 年以上耕作放棄された様相で、山林原野化しております。

また、申請番号 9 は、登記簿地目が田であります。現況は河川法面化しており、固定資産税課税標準額もゼロになっております。

また、申請番号 11 は、登記簿地目が田であります。現況は宅地の一部になって

おり、昭和 22 年当時の航空写真によっても同様の利用がされていることが確認できました。

これらのことから、4 件の案件は非農地証明の認定基準に合致しております。

なお、この 4 件につきましては、4 月 19 日及び 22 日に地元農業委員と現地調査を行い、現況が農地でないことを確認しております。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、承認することに決しました。

次に、20 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ承認することに決しました。

議案第 32 号農用地利用集積計画の決定について、21 ページから 42 ページまでの利用権設定分を議題とします。

本人にかかわる案件がございますので、外菌香委員の退室を求めます。

（22 番外菌香委員退室）

○事務局（石橋） 議案第 32 号農用地利用集積計画の申出につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号に規定されております、市の基本構想に適合することや農地の効率的利用、農作業の常時従事などの各要件を満たしていると考えられるため、今回、議案として上程するものでございます。

利用権設定につきましては、21 ページの番号 293 番から 41 ページの番号 324 番ま

での 32 件でございます。内訳といたしましては、使用貸借権の再設定が 5 件、新規設定が 8 件、賃借権の再設定が 7 件、新規設定が 11 件となっております。41 ページの番号 324 番の 1 件は、宮崎中央農業協同組合が行う農地利用集積円滑化事業により転貸するものでございます。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

外菌香委員の入室を求めます。

（22 番外菌香委員入室）

○議長（松田） 次に、43 ページから 51 ページの所有権移転分を議題とします。

○事務局（石橋） 農用地利用集積計画の申出のうち所有権移転につきましては、43 ページの番号 325 番から 51 ページの番号 340 番までの 15 件でございます。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

これより報告案件を議題とします。

事務局次長に説明を求めます。

○事務局（西領） 報告案件について御説明いたします。

報告書表紙の裏面をごらんください。

報告第 27 号は、農地法第 4 条第 1 項第 7 号に係る専決処分の報告についてござ

いまして、その数3件でございます。

報告第28号は、農地法第5条第1項第6号に係る専決処分の報告についてでございます。その数22件でございます。

報告第29号は、農地法第4条第1項本文に係る専決処分の報告についてでございます。その数3件でございます。

報告第30号は、農地法第5条第1項本文に係る専決処分の報告についてでございます。その数20件でございます。

報告第31号は、申請の取り下げ・許可書等の返戻についてでございます。その数4件でございます。

報告第32号は、相続等による権利移動についてでございます。その数10件でございます。

なお、報告第27号、第28号につきましては、局長の専決処分により受理されたもので、備考欄に専決日を記載しております。

報告第29号、第30号につきましては、過去の総会において承認されたもので、それぞれ会長の専決処分により許可されたものでございます。

報告は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（松田） ただいま専決処分等につきまして報告がありましたが、御意見はございませんか。

○1番（日高委員） 報告案件につきましては、農業振興地域が含まれているのでしょうか。

○事務局（西領） この案件は市街化区域内なので、農業振興地域の農用地の指定はありません。全部農業振興地域外になっております。以上です。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 御意見なければ、報告案件はこれにて終わります。

本日の総会はこれをもって閉会してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松田） 御異議なしと認めます。よって、令和元年第5回宮崎市農業委員会

総会を閉会いたします。

午後 3 時 58 分閉会